

多機能デジタルサイネージ導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

留萌市（以下「本市」という。）に設立されるアウトドア・アクティビティ拠点施設において、画期的なデジタルサイネージを通じ、本市及び留萌管内のアウトドア観光人口の増加、関係交流人口の増加、魅力の発信を目指すもの。

2 業務概要

(1) 業務名

多機能デジタルサイネージ導入業務

(2) 業務委託の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※システムの稼働開始は、令和8年4月以降を予定

(3) 予算上限額

13,860千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模（目安）を示すためのものである

※提案書作成要領に規定する見積書に記載する合計額は、上記提案上限額を超えてはならない

※システム稼働開始以降の利用料や運用保守経費等については、上記金額に含まず本業務と別途契約とするが、見積価格評価の対象とするので別途見積書（任意様式）を提出すること

(4) 業務内容

別紙「多機能デジタルサイネージ導入業務仕様書」のとおり。

3 契約方法

本業務は、企画力による比較が重要であることから、公募型プロポーザル方式により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を「先契約候補者」として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、「先契約候補者」に選定された事業者が辞退した場合、又は「4 参加条件・参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

また、事業者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を「契約候補者」として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 参加条件・参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又はコンソーシアムとする。ただし、コンソーシアムで参加する場合は、構成するすべての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 北海道内に営業拠点（本・支店、営業所）があること。（バーチャルオフィス等の実態がないものを除く。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者でないこと。

エ 本店の所在地（留萌市との契約を委任している支店及び営業所がある場合は、その所在地）における市区町村税に未納がないこと。

オ 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者その他反社会的団体に該当しない者。又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。

キ 参加表明書類等提出期限までに、留萌市契約規則（昭和40年留萌市規則第29号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の令和7年度 物品等登録業者一覧にて「29 情報処理用機器」「79 情報処理業務」「80 IT関連業務」「104 公告代理」（業種別分類表の中分類）で登載されている者であること。

5 参加表明等の提出

事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書 （様式1）
- ② 誓約書 （様式2）
- ③ 構成員調書 （様式3）※グループで応募する場合
- ④ 委任状 （様式4）※プロポーザル参加に関し、支店等に委任する場合
- ⑤ 会社概要表 （様式5）※概要等がわかるパンフレット等がある場合は添付
- ⑥ 類似業務実績表（様式6）
- ⑦ 納税証明書（国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明）

(2) 提出期限

令和7年8月15日（金）17時00分必着

(3) 提出場所

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係宛に提出すること。

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

持参又は郵送（期限までに必着）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月4日（月）9時00分から令和7年8月6日（水）17時00分まで

(2) 受付場所

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係宛に提出すること。

(3) 受付方法

質問票（様式7）に質問内容、貴社名、担当部署、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、Eメールで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

(4) 回答方法

質問への回答は、令和7年8月12日（火）17時00分までに、質問者の商号または名称を伏せた状態で質問・回答書（様式8）を用いて留萌市ホームページへ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 業務実施体制調書（様式10）、業務実施体制組織図（様式11）

- ・本業務を実施するに当たり組織体制、専任担当者の有無を記載し、企画提案書（様式9）の次ページに添付すること。

② 企画提案書（様式9）

- ・用紙サイズは日本工業規格A4判（A3判資料折込使用可）とする。
- ・表1 審査項目一覧及び仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。
- ・導入するシステムの操作及び作業の一連の流れがわかるよう簡潔に記載すること。
- ・本業務を実施する体制及びその役割を明確にすること。また、スケジュールの想定を明確にすること。
- ・導入するシステムの稼働にむけて、本業務の委託契約以外に、本市が他の機関と締結すべき契約や手続きがある場合は、これを明確にすること。
- ・専門用語を使用する際は平易な用語による脚注を付記する等行い、専門知識がないものでも評価できるものにする。
- ・デジタルサイネージを活用したアウトドア・アクティビティ拠点の利用者の増加、留萌市の魅力発信へ向けた取り組み内容を記載すること。

③ デジタルサイネージのデモページの作成（任意様式）

- ・自社が受託した場合のデジタルサイネージの仕組みや流れ、魅力のイメージができ

るよう、部分的にデモページを作成し、実際に動作させること。また、管理画面についても同様とする。

④ 見積書及び内訳書（任意様式）

- ・周辺機器一式の調達にかかる費用及びセットアップ費用も見積額に含めること。
- ・運搬搬入、設置組立などに要する費用も見積額に含めること。（2—3に記載）

(2) 提出期限

令和7年9月8日（月）17時00分必着

(3) 提出場所

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係宛に提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（期日までに必着）

※ 持参する場合の受付時間は、9時00分から17時00分まで

(5) 提出部数

正本1部、副本9部

※副本については複写可とする

(6) 提案にかかる費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。

※提案書等作成、プレゼンテーションの実施を含む

(7) 本市からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本市から疑義照会等を行うことができるものとする。

(8) 提案書等の取扱い

提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。なお、提出された提案書等は一切返却せず、公開しないものとする。

8 審査方法

企画提案書の審査、評価、選定は、市職員等で構成する「留萌市アウトドア・アクティビティ拠点施設整備関連事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けた後、参加事業者によるプレゼンテーションを行い、最も優れている事業者を「先契約候補者」として選定する。

なお、5者を越える応募があった場合は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加事業者のみプレゼンテーションを実施する。

9 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日時

令和7年9月22日（月） ※予定

- ・提案は、企画提案書の提出順とする。
- ・開始時間は事業者へ別途通知する。

(2) 実施場所

留萌市役所本庁舎3階 3、4号会議室

(3) 企画提案の説明及び質疑応答

- ・プレゼンテーションは、質疑等の時間を含めて40分（説明30分、質疑応答10分）

(4) 審査項目

- ・「9 プレゼンテーションの実施について」表1のとおり

(5) 最高得点者が2人以上ある場合（同点の場合）の決定方法

- ・合計点が同点の場合は選定委員会の協議により「先契約候補者」を決定する。

(6) 参加事業者が1者となった場合

- ・委員の総合計点が最低基準点（6割）を越えた場合に限り「契約候補者」として決定する。

(7) その他

- ・プレゼンテーションでは、現地における説明員のほか、オンラインによる説明員を設けることも可能とする。
- ・本市において、ノートパソコン（OS:Windows11）、HDMIケーブル、プロジェクター及びモニターを用意する。なお、HDMI端子を有するパソコン（無い場合は、加えて対応アダプター）を参加事業者が持参することも可能とする。

【表1】審査項目一覧

審査項目	配点	評価内容
利用者の利便性について	70	・操作方法が一目でわかるようなものであるか ・地図等案内の絵や画像が誰にでも伝わるようなものか ・非常時表示の工夫について ・目的に沿ったカテゴリに分けられているか 等
インバウンド対応	15	・外国人観光客に向けた表現の工夫について ・外国人向け非常時表示の工夫について 等
運用者視点	35	・運用者によるコンテンツの更新・編集の簡易性について ・緊急時の情報発信の仕組みについて ・ランニングコスト低減に向けて 等
デザイン	20	・留萌らしさを表現したデザイン 等
その他	20	・事業者独自の工夫
合計	160	

10 審査結果

選定委員会の決定を受けて「先契約候補者」を決定のうえ、参加者全てに対して電子メールにより個別に通知するとともに、市ホームページにおいても公表するものとし、「先契約候補者」の名称及び得点のみを公表する。

また、審査結果は、「企画提案書の審査結果について（通知）」（様式12）により令和7年10月1日頃に電子メールで通知する。

11 委託契約の締結

委託契約については、契約候補者と契約条件を協議の上、決定通知日から3週間以内に契約を締結する。

12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

【表2】スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
公募開始	令和7年8月4日（月）9時00分から
質問の受付	令和7年8月4日（月）9時00分から 令和7年8月6日（水）17時00分必着
質問に対する回答	令和7年8月12日（火）中にホームページにて公開
参加表明の受付	令和7年8月4日（月）9時00分から 令和7年8月15日（金）17時00分必着
参加資格審査結果の通知	令和7年8月21日（木）発送
企画提案書の受付	令和7年9月8日（月）17時00分必着
プレゼンテーションの実施	令和7年9月22日（月）13時00分から17時00分まで（予定）
最終審査結果の通知	令和7年10月1日（水）頃（予定）
契約締結	決定通知日から3週間以内（予定）

13 その他留意事項

ア 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

イ 次の条件のいずれかの行為が判明した場合は、審査および契約候補者の対象から除外する。

- ・企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
- ・関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ・企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合

ウ 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞

退届（様式13）を提出すること。

エ 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。

オ 審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

カ 本要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。

14 担当部局（問い合わせ・書類提出先）

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係（担当：吉田・川俣）

〒077-8601

北海道留萌市幸町1丁目11番地

TEL : 0164-42-1840（内線：453）

FAX : 0164-42-4273

E Mail : kankou@e-rumoi.jp